



保育所乳幼児のおやつタイム



諸遊壌司議員

## 保育所入所手続きと基準

### 見直しはできない

**問** 保育所業務を従来は福祉保健課が担当していたが、新年度より教育委員会に移管となり、新たに幼稚教育課が新設された。保育・子育てに関わる業務を引き継ぐ計画である。

全国的にも画期的なこと

である。小さい時からの教育はとても大切であると賛同し、その成果に大きいに期待する。

しかし、保育所へ入所できる基準（条件）をみると大まかに六つの基準がある。簡単に言えばそれは基本的には家庭で保

育しなさいということである。その上、農業・自営業・妊娠・介護・病気等の理由で保育を町にお願いする場合は、地域の民生委員の証明書が必要となっている。現に民生委員からもこの証明書なるものが必要なのかという疑問もあるようだ。

せっかく将来の大山町・日本を担う明るく元気な人間育成のために機構改革をするのだから、入所に基準（条件）を付けるべきではないと思う。

**答**

(山口町長)

保育所は、保育に欠ける乳幼児または幼児を保育することを目的とする施設とすると児童福祉法で定められている。措置の目的で国費の交付を受けしており、法律・通達の趣旨から基準（条件）を撤廃することはできない。

## 人口減ストップに分譲宅地を

### 官民一体の整備を検討

自治体が活性化しているか否かのバロメータとして、その自治体の人口が増えているか減っているかが判断の一つであるといえる。

先日発表の国勢調査結果によると、西伯郡内4町村で大山町は減少率3・5%、減少人数677人とも一番悪い（平成12年と17年の比較）。

同じ米子への通勤圏内にありながら、なぜ大山町は減少が著しいのか。

**答**  
(山口町長)

土地価格が安ければ必ず若い人は定住すると思う。仮に民間業者が町内に分譲宅地開発をする場合、町は上下水道・町道等どのような助成をするのか。

厳しい財政状況の中、民間企業の資本力や、経営能力、技術力を活用しながら、官民一体となって住環境整備を行うことも今後は十分検討しなければならない課題である。



完成後約1年で完売となった「あづみの郷」(大山町上万)